

## 宿泊施設の参画条件

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

- (1) チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で宿泊者全員に検温と本人確認を実施します。
- (2) 宿泊者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切に対応します。
- (3) 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底します。
- (4) ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、若しくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底します。
- (5) ロビー、エレベーターなどの共用スペースの消毒・換気を徹底します。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表します。
- (7) ホームページを所有していないなどの理由により新型コロナウイルス感染症対策の公表がフロントでの掲出のみとなる場合、事務局より掲出内容と掲出している写真等の提出を求められた際には、必要書類を提出します。
- (8) チェックインの際などに、宿泊者が順守すべき事項を周知徹底します。特に、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるが、着実な感染防止対策が講じられていることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底します。
- (9) 宿泊者又は従業員等、施設内において感染が確認された場合には、速やかに保健所と事務局に報告をします。
- (10) 上記(1)から(9)の条件を満たしていないことが発覚した場合、登録取消の対象となることに同意します。